

台風等の災害による保育所等補助マニュアル

令和8年5月27日

1. 発災～補助金交付までの流れ

①【法人から市へ被害状況の報告】

↓

②【市で国庫協議にあげる案件を選別】

市は国へ実地調査が復旧工事前か後か確認する。実地調査が復旧工事前の場合は、⑤へ。

↓

③【法人より必要な書類を求める】

↓

④【国庫協議申請】（発災後30日以内）

不足がある場合でも、30日以内に準備ができた資料を提出する。

（実地調査が復旧工事後の場合）

【施設の復旧工事（協議と並行して進めることができる）。】

⑤【実地調査の日程調整】

法人と国と日程を調整する。

↓

⑥【実地調査】

↓

⑦【補助金の交付申請】

国の提出依頼→市の提出依頼→法人の申請書の提出→市確認及び提出→

国確認及び交付手続き→補助金の受領及び法人へ交付手続き→補助金の受領

2. 項目ごとの注意

【被害状況の報告】

被害状況の報告は台風等が過ぎ、通常の天気になってからでよい。

- ・災害時情報共有システムで被害状況を報告する。
- ・パソコンが使用できない場合は電話で報告する。

【自然災害の規模】

- ・平均風速 15m以上及び 24 時間雨量が 80mm以上。

- ・実地調査次に被害施設を囲む複数の観測所のデータを示さなければならないことを留意する。

【補助対象】

(保育所・認定こども園・小規模保育事業所)

- ・災害復旧に必要な工事費・工事請負費・工事事務費（実施設計費は不可）
- ・応急仮設施設整備（プレハブ）
- ・借用土地及び借用施設（借用施設は認定こども園の学校教育部分に限る。）の災害復旧に要する工事費等。

(事業所内保育事業所)

- ・災害復旧に必要な工事費・工事請負費・工事事務費（実施設計費は不可）
- ・応急仮設施設整備（プレハブ）

※幼稚園及び家庭的保育事業所については、子育て支援課で補助なし

【工事の内容】

復旧費は原形に復旧するものとして算出する。原形に復旧するとは「被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧すること」である。

ただし、原形復旧として認められた額に自己負担を加えて耐震等の強化対策を講じた復旧を行うことは可能。

- ・例えば、南からの風で壁が被害を受けた場合は、南側の壁のみの工事が補助対象。
- ・ボイラー等機器が壊れた場合は、修理が可能ならば修理を行うのが原則。（交換の場合は、製造メーカーの修理不能証明書等が必要。）

【被害状況の説明（写真撮影）】

- ・被災箇所を多面的に撮影する。長さ・広さが分かるよう物差しを被災箇所に並べて撮影するなどする。
- ・ガラスが100枚割れていれば、その被害状況がわかるように撮影する。写真がない被災箇所については適用外となり得るため、必ず全ての補助対象箇所の写真を撮る。
- ・床上浸水等でフローリングが反り返った場合、（分かりにくく補助対象外となりうるため）反り返りが分かるような平行な物差し等と一緒に写真を撮った上、反り返ったフローリングの一部（サンプル程度）を残しておく。

【基本的な提出資料（様式以外）】

- ・災害の状況をまとめた資料（風速、降水量等の発生事実を気象庁の公表情報等から整理した資料）

- ・協議対象の施設の図面・被害状況に係る写真

- ・工事業者等により見積書（3社分）

どのような作業を何m²行うのか、どのような資材を何個使用するのか分かるもの。

【その他注意事項】

- ・火災保険収入等(共済を含む。)がある場合は報告を受ける。

- ・補助金の交付は年度末である。